

第3部 事務管理・不当利得・不法行為 第4章 一般不法行為

第2節 故意・過失 709条

【設例Ⅰ】過失の判断①

Aは、道路と歩道の上に設置されている自転車レーンをスピードを出して走行していたが、前方を走る別の自転車を追い越すため、歩道に侵入したところ、歩行者Bに接触し、Bは負傷した。Bは、怪我の治療や通院にかかった費用について、Aに対して損害賠償を請求することができるか。

[構造・展開1]

【設例Ⅱ】過失の判断②－医師の注意義務

スポーツ競技中の事故で足に受傷した患者Cが、小規模の一般病院であるA病院を受診したところ、同病院の医師Bは標準的な治療方法である手術治療を提案し、Cもこれに同意した。手術自体は成功したが、手術後の経過は順調ではなく、Cの足には重い後遺症が残ってしまった。その後、Cの症状は、最新鋭の医療機器を用いた手術を行ってれば、後遺症なく完治する可能性が高かったことが判明した。この場合、Cは、後遺症が残ったことについて、A病院ないし医師Bに対して損害賠償を求めることができるか。

[展開1]